

改正

昭和42年4月1日条例第14号
 昭和43年3月29日条例第9号
 昭和44年3月31日条例第11号
 昭和44年6月25日条例第29号
 昭和45年3月27日条例第12号
 昭和46年3月30日条例第22号
 昭和55年3月28日条例第12号
 昭和56年3月30日条例第19号
 昭和57年2月1日条例第1号
 昭和57年3月30日条例第22号
 昭和58年3月30日条例第10号
 昭和59年3月30日条例第18号
 昭和60年3月28日条例第12号
 平成6年3月30日条例第14号
 平成9年3月27日条例第33号
 平成14年12月24日条例第45号
 平成17年6月24日条例第157号
 平成20年3月28日条例第15号
 平成21年3月27日条例第15号
 平成25年3月22日条例第14号
 平成28年12月20日条例第93号

八戸市児童館条例

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項その他の法令に基づき、同法第40条に規定する児童館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(児童館の名称及び位置)

第2条 児童館を設置し、その名称及び位置を次のとおり定める。

名称	位置
八戸市中央児童会館	八戸市内丸一丁目1番1号
八戸市豊崎児童館	八戸市大字豊崎町字下永福寺4番地4
八戸市三条児童館	八戸市大字尻内町字下根市25番地2
八戸市是川児童館	八戸市大字是川字中居河原2番地12
八戸市南浜児童館	八戸市大字鮫町字赤コウ55番地208
八戸市高岩児童館	八戸市大字上野字山在家3番地7
八戸市松館児童館	八戸市大字松館字門前6番地2
八戸市湊児童館	八戸市大字湊町字中道27番地3
八戸市小中野児童館	八戸市小中野六丁目14番8号
八戸市吹上児童館	八戸市類家二丁目7番43号
八戸市白銀児童館	八戸市大字白銀町字小沼12番地4
八戸市大館児童館	八戸市大字新井田字館平16番地4
八戸市鮫児童館	八戸市大字鮫町字住吉町38番地4
八戸市八戸ニュータウン児童館	八戸市東白山台三丁目13番20号
八戸市江陽児童館	八戸市江陽一丁目21番2号

(事業)

第3条 児童館は、次の事業を行う。

- (1) 児童の健康を増進し、情操を豊かにするための遊びの施設等を提供すること。
- (2) 健全な遊びを通し、児童の集団的及び個別的な指導を行うこと。
- (3) 母親クラブ等地域組織活動の育成及び助長に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事業
(指定管理者による管理)

第4条 児童館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に規定する事業の企画及び実施に関する業務
- (2) 児童館の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第6条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、児童館の管理を行わなければならない。

(使用料)

第7条 児童館の使用料は、無料とする。

(入館の拒否等)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、退館を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。

- (1) 感染性疾患があると認められる者
- (2) 児童館の秩序又は公益を害するおそれがあると認められる者
- (3) 係員の指示に従わない者
- (4) その他管理上入館を不相当と認める者

(損害賠償)

第9条 児童館の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、市長の指示するところに従ってこれを原状に回復し、又はその損害の賠償をしなければならない。

(委任事項)

第10条 この条例に定めるもののほか、児童館の管理について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年4月1日条例第14号）

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年3月29日条例第9号）

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年3月31日条例第11号）

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年6月25日条例第29号）

この条例は、昭和44年7月1日から施行する。

附 則（昭和45年3月27日条例第12号）

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年3月30日条例第22号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月28日条例第12号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月30日条例第19号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年2月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年3月30日条例第22号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月30日条例第10号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月30日条例第18号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月28日条例第12号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月30日条例第14号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月27日条例第33号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月24日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年6月24日条例第157号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日条例第15号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日条例第15号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日条例第14号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月20日条例第93号）

この条例は、平成28年12月24日から施行する。